

## 広島県告示第千三百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年十二月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称					所在地	土砂災害警戒区域
の自然現象類	因となる原因	の発生原	砂災害			
土石流	土石流	土石流	土石流	表区域 示の	広島県東広島市高屋町小谷及び同市高屋町重兼地内	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称		土砂災害特別警戒区域
入野川右(七 三三六隣c)	入野川右(七 三六七隣)	入野川右(七 三七九)	入野川右(七 三四〇)	入野川右(七 三四九)	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	
土石流	土石流	土石流	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。